

令和5年6月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和5年6月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

6月15日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第40号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について  
議案第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第42号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(16名)

1番 田村 廣	2番 中野 恵子
3番 長富 繁美	4番 原田 知美
欠席 品川 民雄	6番 草野 隆司
7番 岡崎 弘明	8番 金子 哲也
9番 横山 喜一郎	10番 鈴川 肇
欠席 矢次 利典	12番 守永 正範
13番 烏田 茂夫	欠席 藤田 芳昭
15番 大石 博則	16番 原川 久美子
17番 松田 由美子	18番 尾木 武夫
19番 片岡 兼雄	

### ○議事録署名委員

8番 金子 哲也 9番 横山 喜一郎

### ○議 事

事務局長 ただいまから、令和5年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。  
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 金子委員、9番 横山委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第38号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

6月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●地域で、●●●から南西へ約6.0kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は368㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は5,648㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、申請地が自宅の隣に隣接する農地であり、申請地を取得することでより一体的、効率的な農業を行うことができると考えられ、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年、農業従事日数は100日となっております。

営農計画ですが、申請地は果樹園で、取得後も自家消費用として柑橘やイチジク、カキなどを栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、軽トラック1台、草刈機2台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、6月8日に、●●●会長、事務局2名、●●●推進委員、譲受人の●●●さん、そして私とで現地確認をしております。ただいまの説明があつたとおりで、ほかに補足はございませんけれども、●●●さん同士がご親戚ということで、今回贈与されます。今まで管理をしてこられたことを、そのまま続けていかれるということです。申請地には柑橘や、カキなどが植えてあり、その手前に自家用野菜がきれいに栽培されており、問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

5月2日、そして6月2日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●地域で、●●●から南へ約1.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに田で、面積は1,528㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は272,537㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢かつ自宅から農地までの移動距離が遠く、また農業後継者もないため、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は5年、奥様も同じく●●●歳で農業経験年数は1年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、奥様が150日となっております。また、雇用従業員1名(60歳)は奥様のお父様になりますが、農業経験年数は5年で、年間農作業従事日数は150日となっております、今後、新たな雇用も行う予定です。

営農計画ですが、申請地において、水稻及び畑作物の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター5台、田植機4台、コンバイン4台、軽トラック2台、2tダンプ2台、4tクレーントラック1台を所有され、営農に係る全ての機械を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 5月2日、そして6月2日に現地確認を行いました。譲受人の●●●さんは、皆さんご存じのとおり、夢を持って大相撲の世界に入られ、幕内までいかれましたが、親のこと、農業のこと、地域のことなどが気になるということで、角界から家の方に帰ってこられました。農業に取り組む姿勢を私どもも近くで見えておりますが、大変積極的にすべてきちんと管理をしながら取り組んでいるという状況でございます。一般的に、あちこち見るのですが、若い担い手が広い面積を耕作するというと、条件の悪いところは小作で受けておりますが、荒らしておるといのが現実のようです。●●●さんの場合は、預かった田んぼはすべてきちんと管理されているということで、これには27ヘクタールですが、30ヘクタールを超える面積を耕作されています。どういう状況で借用されているのか確認はしておりませんが、そういう状況です。担い手がどんどん自分でやるよという気持ちで取り組んでおられる方には、農業委員会としても積極的に協力してあげたいと思うところです。問題はございませんので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 問題ないということですが、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

27ヘクタールとありますが、お父さんの分が外れているのですか。

事務局 実際には●●●さんが作っておられますが、お父さんの名義の分があります。それが6ヘクタールくらいあります。

議長 若い方が地元で積極的にされているというのは良いことだと思います。

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月1日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約0.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか3筆で、地目は、申請のあった全ての農地において登記・現況ともに田で、面積は459㎡ほか3筆、合計で1,258㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、相続で当該農地を取得されましたが、県外在住で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、令和5年4月に市外から移住され、空き家バンクの農地付き物件として取得を検討され、農地取得の下限面積廃止に伴う法改正を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は5年、農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、長らく休耕状態であった農地であるため、少しずつ土壌改良を行いながら、周囲の農家に指導をいただき自家消費を中心に露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、今後、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第4番 本日は、●●●委員が欠席ということで、●●●の●●●が説明いたします。空き家バンクを利用した農地取得になるのですが、長らく休耕状態だったため、草が生い茂っている現況で、見た目があまり良くなく、除草剤等で、ひと月もすれば農地に戻るのではない

かと考えます。農協の倉庫がとなりにありまして、見た目にもわずらわしいので、農地のところはきれいに管理をしていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           第4項の説明をお願いします。

事 務 局          それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月1日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか4筆で、地目は、申請のあった全ての農地において登記・現況ともに田で、面積は2,024㎡ほか4筆、合計で4,633㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は22,349㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は同じく●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は50年、



農業従事日数は200日、奥様が年齢●●●歳で、農業経験年数50年、農業従事日数は100日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻及びその他野菜の栽培を行われ、JAに出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、草刈機3台、トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第4番 この件につきましても、●●●委員さんが欠席の為、私の方から説明いたします。●●●の入り口の田んぼが写っているところですが、●●●委員の話によりますと1回草刈りをして、草が伸びたという報告を受けております。●●●さんが管理をされています先ほどの基盤整備田は水稻の作付けも終わっている状態ですが、基盤整備をしていない方の田を今後どうされるのかちょっと心配ですが、是非がんばってやっていただければと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局            それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

6月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約6.0kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか13筆で、地目は、登記・現況ともに田で、面積は1,528㎡です。14筆の農地のうち、12筆が登記・地目ともに田で、田の合計が17,079㎡、登記・地目ともに畑が2筆で、畑の合計が102㎡、申請のあった農地の合計面積が、17,181㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、市外に転居され、また農業後継者もいないため、今後の耕作継続が難しいと考えられ、空き家バンク制度を通じて、住居と農地を登録されました。譲受人の●●●さんは、空き家バンク制度を通じて、物件の取得のため、この度、●●●から移住され、新規就農を希望されており、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年、奥様も同じく●●●歳で農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人、奥様ともに200日となっております。就農にあたって、地域の農業者や農業法人等から営農技術を学ばれるほか、県立農業大学校の短期研修などを通じて、技術習得を行われるご予定です。

営農計画ですが、申請地において、当面は自家消費が中心となりますが、水稻や露地野菜など畑作物の栽培、鶏等の飼育を行われ、将来的にはJA等へ出荷を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、自走式草刈機1台、軽トラック1台を所有され、草刈機3台、噴霧器1台、玄米低温貯蔵庫1台を譲渡人から譲渡を受ける予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長            説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきましては、6月5日、事務局2名、●●●農業委員、●●●推進委員、●●●推進委員と●●●行政書士さんと譲受人の●●●さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは17,600㎡の田畑を何十年と耕作されていましたが、3年前に離農され昨年山口市へ転居されたことに伴い、空き家バンクに登録されていました。譲受人の●●●さんは、現在、●●●で事務の仕事をしていらっしゃるようですが、退職後に移住され水稻を作付けし、現在は草が生い茂っている休耕田にも色々な野菜を栽培し、鶏の飼育をして自給自足を目指しておられます。いずれは販売もされる予定です。

この地区は以前は23軒あったのですが、今では半分になっています。●●●さんは年齢が●●●歳で、この地区の農業従事者では一番若く、いずれは付近の休耕田も作付けしていただければと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●●さんは全くの素人ですよね。農大の研修等をされるということですが、実際に1町7反の田畑を今からどんな計画で、耕作なりをされる予定ですか。

事務局 今年の水稲の作付ですが、●●●委員さんの圃場の隣、並びになるのですが、これまでは●●●が作られており、今年の水稲は法人さんと譲受人の●●●さんが一緒に作業を手伝わされて管理をされています。●●●さんは、有機での栽培をされたいようですが、慣行農業の技術をお持ちでないこともあり、まずは慣行農業の技術を習得しながら、法人さんとも地域の連携をとりながら、水稲がやれるところそのまま水稲の作付をし、離れていてまわりに影響のないところでは、有機を試してみたらどうかということですが、当面は農業大学校で技術を習得して、水稲と畑作を中心にやっていって、将来的には道の駅であったり、JA等に出荷をしたいというご意向です。まだまだスタートして1年生にもなっていない状況ですが、今年から作業をはじめられたということで、まずは草刈りからやっておられます。ご夫婦とお子さんが2人いらっしゃいますが、家族

で移住されてこられて、農業を主事に真剣に取り組む姿勢は見受けられましたので、農政分野と連携をとりながら支援していけたらと考えているところです。これで説明を終わります。

議 長 全員の素人の方が飛び込んできて、今から農業をやるということですが、地域の方のご指導が一番だと思います。●●●委員、隣に田んぼがあるということですので、いろいろ心がけてあげてください。若い方で、これだけ意欲をもっておられるようですので、将来この地域の担い手として立派に育てていってください。

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 説明を行う前に、一点記載漏れがありましたので、記載をお願いいたします。第1項の転用目的で、貸駐車場10台分・貸家住宅既存1棟この下に全体面積643.18㎡を記載していただきたいと思えます。

それでは、第39号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西900mに位置し、第1種住居地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた市道沿いにある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は荒廃、面積353㎡です。申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は643.18㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線から、市道●●●線を南に20m入ったところの宅地の裏にある農地になります。

現地の写真ですが、ブロック塀に囲まれているので中から撮ったのですが、1枚目は申請地西側から撮影しております。2枚目も同じく申請地西側から撮影しております。3枚目は申請地南側から撮影しており、この建物が貸家住宅で既存の建物になります。ここからここが宅地分で併用地になります。農地部分に一部宅地が食い込んで建っており、このあたりは一部庭石などがある状況でございます。4枚目は申請地東側から撮影、こちらが●●●側になります。建物があって、半分はいきませんが庭みみたいな形で一部無断転用というようなかたちになっておりました。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、●●●で不動産業を営む●●●さんが、宅地に建築されている建物を取得し貸家住宅として事業を行うことと併せ、宅地の隣接地である申請地を、駐車場不足により困窮している●●●●●に、貸駐車場10台分として整備し貸し付けるものです。

なお、●●●の代表取締役である●●●さんは、●●●のお子さんです。

隣接農地の関係ですが、北側、東側、南側は宅地、西側は市道に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、一体利用地の宅地部分に建っている建物はそのまま貸家住宅として利用し、農地転用部分は、貸駐車場10台分として整備するものです。

貸駐車場への出入口につきましては、東側の既存の樹木を伐採し、●●●の既存の通路に接続させます。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で地下浸透のため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、地ならし程度で整地し、また、既存のコンクリートブロック塀及び生垣があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 6月6日に、事務局の方2名と、●●●委員と私と、●●●土地家屋調査士さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容については事務局から説明があったとおりですが、転用者である不動産会社を営む●●●さんの代表者の方が、●●●の息子さんということで、申請地を駐車場に整備して、●●●に貸すということで、所有者の●●●さんにお話をされたところ、●●●さんは県外在住で土地の管理、耕作が難しいということで、応じられました。実際に行ってみましたら写真にもありましたように、畑にはなっていますが、何も植えられていない状況で庭石などがそのままになっている状況でした。北側は●●●さん名義の住宅がちょっと農地にはみ出したかたちになっていましたけれども、これには●●●さんも26年くらいに相続されたということで仕方がないのかなという気がします。西側が市道でございまして、それ以外はすべて住宅地ですので特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西850mに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた市道沿いにある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は荒廃、面積304㎡です。

転用者の借受人は、●●●の●●●さんと奥さんの●●●さんで、所有者の貸付人は●●●の●●●さんです。

なお、●●●さんは、●●●さんの娘になります。

権利移動の区分は、使用貸借による権利の設定となります。

場所は、国道●●●号線から●●●手前の角から市道●●●線を北西に230m入ったところにある宅地に囲まれた農地になります。

現地の写真ですが、1枚目は、申請地東側から撮影したものです。あとで現況確認で出てきますが、ここにカーポートがございます。2枚目は申請地北側から撮影したものです。少し見づらいですがこの白い線がありますが建物を建てる準備がされているものです。3枚目は申請地西側の市道側から撮影したものです。ここが進入路になっておりますが砂利敷になっており、カーポートでございまして、この奥が農地になります。4枚目は申請地東側から撮影したもので、のちほど議案第42号第1項の現況確認書の交付で説明します増築部分が写るように撮影したものです。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さん夫婦は、●●●さんと同居されていますが、子どもの成長に伴い手狭になるため、申請地を使用貸借し、自己用住宅1棟及び駐車場2台分を整備するものです。

隣接農地の関係ですが、北側は貸付人●●●さんの残りの畑、東側・南側は宅地、西側は市道路に面しており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建ての自己用住宅1棟、建築面積94.41㎡と駐車場2台分を整備され

る計画です。敷地面積は304㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は31.0%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

駐車場は、3m×5mの駐車場を2台分整備します。

用排水計画は、雨水は自然流下で、地下浸透。汚水は西側市道内の公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、地ならし程度で整地し、東側は既存のコンクリートブロック塀があり、また、南側は既存の生垣を伐採しコンクリートブロック塀にするため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

こちらが建物の平面図となります。1階と2階となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは6.8mです。●●●さんの農地が一部残りますが、日照等の問題もなく適当と思われます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきまして、6月6日に、事務局2名、●●●委員と私の4名と、●●●土地家屋調査士さん、所有者の●●●さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容については事務局から説明があったとおりで補足的なものはほとんどありません。図面を見るとわかると思いますが、周囲にも農地がないということで問題はないと思っております。使用貸借契約になりますが、借り手は娘さんということで、子供さんが増えるとどうしても手狭ということで、人口が増えるということは良いことと思っております。家が建っているところも含めて多少農地が残ります。家庭菜園的な農地が家側の方に少しあるだけでございます。●●●さんの親の代に建てられた建物が建っておりますが、ここは現況確認でのちほど出てくると思いますが、同時に農地ではない確認をしております。若い世代が育っていく中で、萩市内に農地がなくなっていくのは残念ですが、家が建つということで、問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。



先ほどの2枚目の写真の白い部分は何ですが。

事務局 これは今から基礎をやっていくために業者さんが配置を決めるために張られたものです。

議長 テープなのですね。それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第40号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第40号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」についてご説明します。  
本議案につきましては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、内容についてご承認いただいた後、関係機関へ報告するとともに市及び全国農業会議所のホームページで公表いたします。

それでは、別冊の別紙議案第40号の資料をご覧ください。1ページは令和4年4月1日現在の農業委員会及び農家・農地等の状況で、萩市管内の耕地面積は4,220haとなっています。

次に、2ページの最適化活動の実施状況でございますが、1の(1)、農地の集積については、②の目標において、今年度末、令和4年度末の集積率の目標は54.6%でしたが、③の実績において、令和4年度末の集積率が40.4%となり、目標に対する達成状況は74.0%となりました。農業委員会の点検結果として「資材費の高騰等で農業経営が厳しい中、担い手の規模拡大の余力がない現状ではあるが、新規参入等による新たな担い手の農地集積により集積面積が増加した。」といたしました。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消については、②の目標で、アの既存遊休農地の解消において、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地の解消目標面積が5ha、基盤整備等を行えば耕作

可能となる黄区分の遊休農地面積が30ha、前年度に新規発生した緑区分の解消目標面積が1.5haでしたが、③の実績において、令和4年度の緑区分の解消実績面積が3.4haとなり、目標に対する達成状況は68.4%となりました。黄区分の遊休農地の解消については「工程表は策定していないが、山林原野化した農地については非農地判断を進めている。」といたしました。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績は0haでございます。

次に④その他は、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施状況でございます。利用状況調査は7月から10月に実施、結果の取りまとめは11月から12月に実施いたしました。

ここで議案の訂正をお願いします。④その他の1号遊休農地の面積でございますが、令和4年度末の数字を入れる必要がありましたので、④その他の1号遊休農地の面積を55haから36haに訂正していただき、右側の、うち緑区分の遊休農地を25haから23haに、うち黄区分の遊休農地を30haから13haに訂正をお願いします。大変申し訳ございません。

併せて、農地の利用意向調査については、令和4年11月から令和5年2月に実施、調査結果の取りまとめは令和5年3月に実施しております。

つづきまして(3)、新規参入の促進については、②の目標で、新規参入者への貸付け等について農地所有者等の同意を得た上で公表する農地の面積が33.5haでございましたが、次の4ページ、③の実績で0.7haとなり、目標に対する達成状況は2.2%となりました。また、参考として、令和4年度の新規参入者の参入状況は、空き家に附属する農地や定住関係で農地を取得した方も含めて参入経営体の数が15、取得農地面積は6.5haとなっております。農業委員会の点検結果としては「新規参入者への貸付け等の農地所有者の同意を得た上での公表については、令和5年度以降に実施する意向調査により進めていく。」といたしました。今後実施予定の、地域計画の目標地図の素案作成のための意向調査により進めてまいりたいと思います。

つづきまして、4ページ中段の2、最適化活動の活動目標については、(1)で、農業委員さん、推進委員さんの活動目標を月当たり6日といたしました。また(2)活動強化月間の設定については、目標3回に対し、実績は3回となりました。次に5ページの(3)、新規参入相談会への参加については、目標2回に対し、実績は1回となりました。

ここで、お手元にお配りしております議案第40号参考資料をご覧ください。議案第40号参考資料の1ページの、表2を基に、こ

これらの成果目標及び活動目標の実績による達成状況を点数化しますと、農地の集積が達成率90%未満で1点、緑区分の遊休農地の解消が達成率90%未満で1点、新規参入の促進が達成率90%未満で1点、活動強化月間の実施が3月以上で1点、新規参入相談会への参加が1名以上参加で1点となり、合計5点でございます。

1ページの表2の上の表1にあてはめると、5点以上10点未満で、目標の達成状況の標語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となり、別紙に戻っていただいて、別紙5ページの標語が「期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、【推進委員等の点検・評価結果】につきましては、議案第40号参考資料の2ページ目の表2を基に各委員さんの得点を計算したところ、別紙5ページのとおり、目標に対して期待どおりの結果が得られた委員さんが14、やや下回る結果となった委員さんが30となりました。

農地の集積や遊休農地の解消での得点は、どの委員さんもほぼ均等ですが、やや下回る結果となった委員さんは、月当りの活動日数が6日未満となった委員さんとなっております。

最後に別紙の6ページ目は、総会の開催実績、農地法3条、農地転用の実績等を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議長 議案第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第41号、農地法第18条第6項の規定による通知について

ご説明します。議案は7ページ、一覧表は8ページです。

本日は、1件の合意解約が提出されております。それでは、第1項を説明いたします。

こちらは、議案第38号の農地の権利移動に関連する解約です。●●●ほか3筆、地目は、登記、現況ともに田で、面積2,625㎡、4筆の合計面積が9,418㎡です。賃借人は、●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は、先の議案第38号の5項で説明した空き家バンク制度を通じて移住される●●●の●●●さんが売買により取得される予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第41号の報告は終わります。

#### (報告事案-2)

議 長 議案第42号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第42号の第1項について説明いたします。議案は10ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、議案第39号第2項で説明いたしました同じ場所で、●●●から西850mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は430㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、住宅に囲まれた地域となります。

申立てによると、申請地には、昭和58年及び平成3年に増築された居宅が建てられ建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、木造瓦葺平家建の居宅及びカーポートが建てら

れており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。もともと1筆の筆だったのですが、転用するために分筆されましたが、現地に行きましたら家が建っているということで、これも併せて非農地証明で出てきたものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

6月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西300mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は184㎡外1筆で合計面積は324㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、集団農地の端にあり住宅に挟まれた地域となります。県道●●●線、●●●線が交差した所で、昔大きな銀杏の木が立っていましたが、●●●の前の場所になります。

申立てによると、申請地には、平成3年建築の居宅、昭和44年建築の車庫・物置、昭和48年建築の物置及び平成10年建築の車庫・物置が建てられており建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、木造瓦葺平家建の居宅、コンクリートブロック・木造瓦葺2階建ての車庫・物置、木造瓦葺平家建の物置及びコンクリートブロック・鉄骨造陸屋根平家建の車庫・物置が建てられ建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

6月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西500mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は160㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、河川と住宅に挟まれた地域となります。先ほど3条で説明しました一角ですが、大藪になっております。

申立てによると、申請地は、申請人の母親が畑として耕作していたが、平成17年に他界して以降耕作しておらず、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をどどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案36号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会